

平和創造会議設置法案骨子案 (Peace Creation Conference)

1 設置

我が国が国際社会において取り組むべき日本国憲法の平和主義の理念を踏まえた平和の創造（我が国の平和及び安全を確保するとともに、これに資する観点から世界の平和及び人類の福祉の向上に貢献することをいう。以下同じ。）に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、平和創造会議（以下「会議」という。）を置くものとする。

2 所掌事務

(1) 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べるものとする。

- ① 平和の創造の基本理念
- ② 平和の創造に関する政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項
- ③ 国防の基本方針及び国防に関する重要事項
- ④ 我が国の安全保障（以下「国家安全保障」という。）に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項
- ⑤ その他国家安全保障に関する重要事項
- ⑥ 国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与に関する重要事項
- ⑦ 政府開発援助その他の国際協力に関する重要事項
- ⑧ 世界の平和及び人類の福祉のため、国際社会が共同して取り組む必要がある問題への対処に関する重要事項
- ⑨ 国内外における平和の創造に関する政策に係る調査及び研究のための体制の整備に関する重要事項
- ⑩ その他平和の創造に関する重要事項

(2) (1)③から⑤までの事項については、国家安全保障会議設置法により置かれる国家安全保障会議において審議し、内閣総理大臣に意見を述べるものとする。

(3) 内閣総理大臣は、(1)③から⑤までの事項について国家安全保障会議から意見が述べられたときは、必要に応じ、当該意見の適否について、会議に諮らなければならないものとする。

3 組織

(1) 会議は、議長、副議長及び議員で組織するものとする。

(2) 議長は、内閣総理大臣をもって充てるものとする。

(3) 副議長は、内閣官房長官及び平和創造担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、平和の創造に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てるものとする。

- (4) 議員は、議長及び副議長以外の全ての国务大臣をもって充てるものとする事。
- (5) 議長、副議長及び議員は、非常勤とするものとする事。
- (6) 議長、副議長及び議員並びに議長、副議長又は議員であった者は、その職務に關して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならないものとする事。

4 関係者の出席

議長は、必要があると認めるときは、議長、副議長及び議員以外の関係者を會議に出席させ、意見を述べさせることができるものとする事。

5 平和創造協議会

- (1) 會議に、平和創造協議会（以下「協議会」）を置くものとする事。
- (2) 協議会は、平和の創造に關する事項について調査及び研究を行い、その結果に基づき、會議に進言するものとする事。
- (3) 協議会の委員は、平和の創造に關して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命するものとする事。
- (4) 協議会の委員は、非常勤とするものとする事。

6 會議の議事その他の事項

- (1) 會議の議事に關し必要な事項は、議長が會議の議を経て定めるものとする事。
- (2) 會議の事務は、平和創造局において処理するものとする事。
- (3) 會議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とするものとする事。
- (4) この法律に定めるもののほか、會議に關し必要な事項は、政令で定めるものとする事。

7 平和創造局の設置〔内閣法の一部改正〕

- (1) 内閣官房に、平和創造局を置くものとする事。
- (2) 平和創造局は、次に掲げる事務をつかさどるものとする事。
 - ① 内閣官房の事務のうち平和の創造に關する基本方針並びにこれらの政策に關する重要事項に關するもの（危機管理に關するもの並びに内閣広報官及び国家安全保障局の所掌に属するものを除く。）
 - ② 6 (2)により平和創造局が処理することとされた平和創造會議の事務
- (3) 平和創造局に、平和創造局長を置くものとする事。